

スペインにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約 (CITES) に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
		時計協			・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
		自動部品	(2)	EU圏外からの輸入手続の煩雑・遅延、高額な手数料	・EU圏外からの輸入品に関して、関税や物品の代価以上の高額な手数料を徴収される。税関での書類手続き等が非常に複雑で受け取りまでに時間と工数が掛かる。 (変更)	・発送元、発送物、内容により検査レベル、関税額をマニュアル化して、受け取り側の負担を軽減して頂きたい。	
14	税制	日機輸	(1)	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・OECDをはじめBEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないものであり、各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重(または多重)課税となりかねない複雑な課税に繋がることが懸念される。それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業(資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外)であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクスス(課税の根拠となる結びつき)のある市場国・地域へ配分されることになっている。 (継続)	・既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止して頂きたい。 ・今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計として頂きたい。	・Law 4/2020 ・BEPS2.0プロジェクト
		自動部品	(2)	税金還付手続の不合理な要求	・駐在員の帰任、赴任のタイミングで発生した個人所得税還付手続きで不合理な要求を税務当局から受ける。 非居住者(6か月未満滞在)で他国からスライドして駐在される場合、他国での居住証明書を求められるが、国によっては本人出頭を求められ、納税証明書や在籍証明書等では対応してもらえない。 (継続)	・申請書類については一定の許容範囲を設けていただきたい。	
16	雇用	日機輸	(1)	雇用者負担の大きい社会保障費	・雇用者負担比率の大きい社会保障費。 (継続)	・社会保障費の引下げ。	・Labour law of Spain
		自動部品	(2)	労働者に有利な労働法、制度	・労働協約に従い、物価上昇に連動して賃上げ(物価減少しても減給はない)。また、待遇変更や解雇が非常に難しく、経済状況変化に応じた対応策は皆無、事業活動の足枷となる場合が多々ある。 また、日本でいう年功序列・終身雇用が存在し、若手育成の阻害要因となっている。 (継続)	・労働法の緩和を行い、労働者側に成果主義が働くような環境を希望。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		自動部品	(3)	頻繁な身分証明書更新	・日西社会保障協定締結に伴い、年金の二重払いは無くなったが、駐在員のNIEカード(身分証明書)が毎年更新になり、手続きをして、次期により更新後数ヶ月で又更新という不合理な状態。 (継続)	・駐在員特別対応を希望。	
		自動部品	(4)	身分証明書更新手続きの煩雑・遅延	・現在、ナバラの外国人労働局のNIEカード(身分証明書)更新手続きに大幅な遅延が生じており、NIEカード取得までに膨大な日数を要する。有効なNIEカードが手元になく、期限切れの期間が長期に渡るため、身分証明がない点が懸念される。また、有効なNIEカードがないと銀行口座が凍結される恐れあり。	・駐在員特別対応を希望。	
17	知的財産制度運用	日機輪	(1)	私的複製補助金制度	・スペイン政府は2017年7月3日、12/2017勅令を承認、2017年8月から補助金制度を再導入。 (継続)	・補償金導入による徴収インパクトの軽減。	・Intellectual Property Law
		日機輪	(2)	押収模倣品の保管費用負担増	・模倣品の刑事訴訟において、押収された模倣品を保管するための倉庫費用は権利者負担となっている。訴訟が終結するまで、2～6年を要するため、権利者の金銭的負担が大きい。また、電池等を大量に長期保管すれば、液漏れによる発火の危険性もある。 (継続)	・押収数が多い場合、金銭的にも工数的にも負担が重いため、全数保管ではなく一定数保管を認める運用に改善してほしい。 ・模倣品を長期保管することの危険性を理解し、裁判官によっては、上記運用が認められている場合もあり、全ての案件での適用を希望する。	
19	工業規格、基準安全認証	医機連 医機連	(1)	規格の増加と複雑化	・地域、国によって異なった様々な規格が増えてきている上に複雑化しており、小さい企業では対応しきれなくなっている。 ・規格の増加と複雑化に伴い、販売先の企業より、自社製品の対応だけで手一杯であり、弊社製造製品の法規制管理まで出来ないとのことで、販売を打ち切られたものも出てきている。	・世界的な規格、法規制の統一化。 ・世界的な規格、法規制の統一化。	・MDR等
22	環境問題・廃棄物処理問題	自動部品	(1)	六価クロムの使用禁止	・2024年以降、六価クロムの使用が禁止される。六価クロムの代替品が必要になる。 (継続、要望変更)	・現在開発中ではあるが未だ完全な代替品が見つからないので、可能な限りの情報を提供頂きたい。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輪	(1)	EU域内における各国国内法の差異	・EUの一部の加盟国で、包装に関する独自要求を盛り込んだ規制が検討、またはすでに公布されている。特に包装の廃棄に関するラベル表示について、ブルガリアおよびイタリアの場合、EU Decision 97/129/ECで定義される材料コードの表示、フランスの場合Trimanロゴの表示、スペインでは分別情報の表示が義務づけられている。 こういった各国での独自の要求は、EU市場の障壁となり、市場に不要な混乱を生じさせる。 (継続)	・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮して頂きたい。 ・また、メーカーが確実に遵守できるよう、対応の猶予期間を十分に設けて頂きたい。	・Real Decreto 1055/2022, de 27 de diciembre, de envases y residuos de envases
		日機輪	(2)	自国法令のEU販売法との不統一	・4月27日付のスペイン王室令「Royal Decree-Law 7/2021」が2021年4月28日官報に公開された。 ー5年から10年(製造終了から)のスペアパーツの入手を可能にすること。 ー商品の配送から2～3年間の法定保証期間。	・EU加盟国の中の内部分断を避け、整合性を求める。	・Royal Decree-law 7/2021 dated 28/04/2021

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。